

報告事項第1号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第15号）第3条第1項の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年条例第9号）の一部を改正する条例の立案請求について臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年11月27日

提出者 豊島区教育委員会教育長 金子智雄

5豊教指発第1330号
令和5年11月22日

人事課長事務取扱総務部参事
木山 弓子 様

豊島区教育委員会事務局
指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名
幼稚園教育職員の給与に関する条例
- 2 立案請求理由
人事委員会の勧告に基づき、期末・勤勉手当の支給月数及び給料表の給料月額を改めるため。
- 3 改正内容
新旧対照表のとおり
- 4 区議会付議の時期
令和5年第4回定例会
- 5 施行期日等
公布の日（第2条の規定は令和6年4月1日）
※ 遡及適用あり

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>
<p>（勤勉手当）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはな</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはな</p>

<p>らない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>別表第一 (略)</p>	<p>らない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>別表第一 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>「現行」は第1条による改正（この条例の公布日から施行）後のもの</p>	<p style="text-align: center;">第2条による改正後（案）</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。